

# 飼育動物診療施設に関する届出

大阪府 環境農林水産部 動物愛護畜産課

飼育動物診療施設の届出に関する事項は「獣医療法」に定められています。診療施設を新たに開設した時は、獣医療法第3条に基づき「飼育動物診療施設開設届」を必ず提出して下さい。

エックス線装置を設置する場合は、「エックス線装置に関する構造設備概要書」も必要です。

届出書は、同じものを2部提出していただき、受理後1部を控えとして返却いたします。控えは必要となる場合がありますので、大切に保管して下さい。

開設時に届け出た事項に変更があった時は、「事項変更届」を提出して下さい。診療業務を行う獣医師の変更があった場合も「事項変更届」が必要です。なお、原本確認の不要な届出書を郵送される場合は控えを返却するための封筒（切手を貼ってください）も同封願います。

提出書類	提出時期	提出期限
開設届	診療施設を開設した時	開設の日から10日以内
届出事項変更届	開設時に届け出た事項を変更した時	変更の日から10日以内
休止届	診療施設を休止した時	休止・再開の日から 10日以内
再開届	休止していた診療施設を再開した時	
廃止届	診療施設を廃止した時	廃止の日から10日以内

## 開設時に届け出なければならない事項（獣医療法施行規則第1条）

届出事項	記入時の注意
開設者の氏名	個人の場合：個人の氏名
	法人の場合：法人の名称
開設者の住所	自宅住所（法人の場合は主たる事務所の所在地）
診療施設の名称	会社名ではなく、施設の名称
開設の場所	診療施設の所在地
開設の年月日	届出年月日より前であること 診療開始の日ではなく施設の開設の日
診療施設の概要及び平面図 (エックス線装置に関する事項も含む)	診療施設の構造設備の基準は、法第4条、規則第2条に規定 エックス線装置を設置する場合は、「エックス線装置に関する構造設備概要書」も添付
管理者の氏名及び住所	管理者は必ず獣医師であること
診療の業務を行う獣医師の氏名	診療業務を行う獣医師全員を記入すること 獣医師免許証の原本を提示し、写しを提出

診療業務の種類	産業動物 小動物 その他	牛、馬、めん羊、山羊、豚、鶏、うずら 犬、猫、オウム科・カエデチョウ科・アトリ科全種 上記以外の飼育動物
定款または寄付行為		開設者が法人の場合、定款の写しを添付

### 【こんな場合の主な提出書類は？】

開設者の法人化 (=開設者の変更)	廃止届 開設届	個人名義 法人名義
親→子への継承 (=開設者の変更)	廃止届 開設届	親名義 子名義
法人の組織変更※	事項変更届	新会社の定款のコピーを提出（原本も確認）
開設者の住所変更	事項変更届	診療施設はそのままで、開設者が転居した場合
診療施設の名称変更	事項変更届	
住居表示変更	事項変更届	区画整理等による住居表示変更があった場合
診療施設の移転 (=開設場所の変更)	廃止届 開設届	移転前の旧施設 移転後の新施設
ビル内でのフロア変更 (=開設場所の変更)	廃止届 開設届	旧フロア 新フロア
構造設備変更	事項変更届	診療施設の所在地に変更が無い場合
エックス線装置の変更	事項変更届	エックス線装置に関する構造設備概要書も提出
管理者の変更	事項変更届	新管理者の獣医師免許証（コピー+原本）
勤務獣医師の変更	事項変更届	新規採用獣医師の獣医師免許証（コピー+原本）
診療施設の改築	休止届 再開届 開設届 廃止届	改築中の診療施設  休止中、仮施設で診療する場合の仮施設について

※有限会社から株式会社への変更等

新規開設時、診療獣医師の変更の場合は、獣医師免許証の原本確認が必要なため、  
郵送では受付できません。

#### 【届出場所】

大阪府環境農林水産部 動物愛護畜産課 畜産衛生グループ

〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎21階

T E L 06-6210-9618